



# CLIENT

2024.07 No.383



## 医療トピックス

補綴歯科専門医が広告可能となりました



Dental

P1

## 税務トピックス

受け取った保険金と税務上の扱いについて



Dental



Medical

P2

## 労務トピックス

職種別賞与支給状況



Dental



Medical

P3

P4

## Q&A～皆様からのご質問にお答えします～

スタッフの昇給について



Dental



Medical

P5

## Q&A～皆様からのご質問にお答えします～

企業型確定拠出年金について



Dental



Medical

P6

## 弊法人からの連絡事項

法務、財産プランニング、事業承継サービス



Dental



Medical

P7

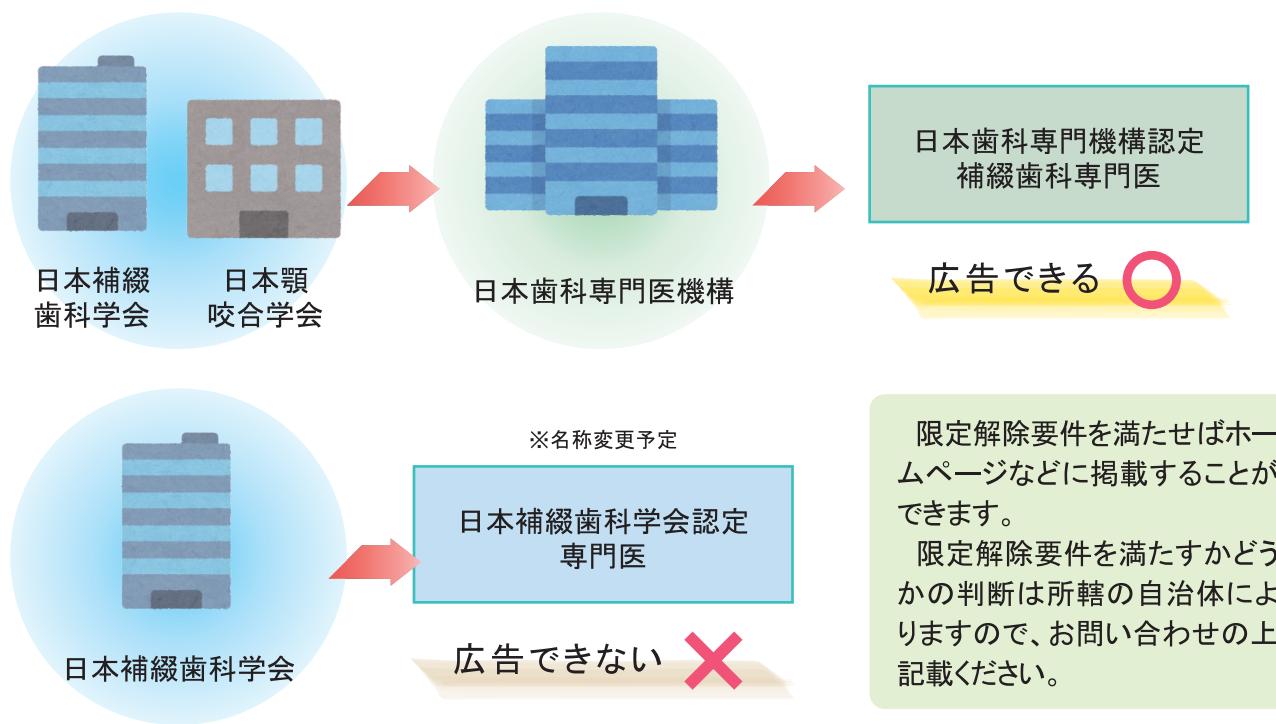
令和5年10月12日、日本歯科専門医機構が認定する補綴歯科専門医が広告できるようになったことが厚生労働省より通知されました。これにより、患者は補綴歯科専門医が従事している医院・クリニックを探すことが容易になるとともに、補綴歯科専門医取得に向けて歯科医療従事者の歯科医療技術の維持・向上についても期待されています。

### 日本歯科専門医機構認定補綴歯科専門医の承認・認定の流れ

広告できるようになった日本歯科専門医機構認定補綴歯科専門医は、日本補綴歯科学会と日本顎咬合学会双方の理事会での承認後、日本歯科専門医機構の審査を経て承認・認定されます。

現在は旧制度から新制度への移行措置期間中となっており、新規申請では研修の履修などが360単位以上必要なところ、旧制度専門医が更新する場合は70単位以上と取得しやすくなっているとのことです。

#### ■新制度



日本補綴歯科学会認定専門医（旧制度）と日本歯科専門医機構認定補綴歯科専門医が混同する恐れがあるため、令和6年5月現在、広告することができない日本補綴歯科学会認定専門医（旧制度）は名称の変更が検討されています。

2023年9月号のCLIENTにて、広告可能事項の記載についてお知らせしました。

実際にホームページなどに記載する場合は、厚生労働省の医療広告ガイドラインに則って記載ください。

医療法における病院等の  
広告規制について



CLIENT  
2023年9月号



ケガや病気、災害などの損失に備える為に様々な理由で加入する損害保険ですが、実際に損害が起きたときに受け取れる保険金の税務上の扱いが、どの様になるのか解説します。

### 個人歯科医院・クリニックの場合

#### ■ 業務用車両での交通事故

##### ① 院長がプライベートの旅行中に業務用車両で交通事故にあった場合

受け取った損害保険金や損害賠償金には**所得税は課税されません**。

一方、車両の修理費用はプライベート中の事故のため経費となりません。



##### ② スタッフが訪問診療中に業務用車両で交通事故にあった場合

上記のケースと同様に受け取った損害保険金や損害賠償金には**所得税は課税されません**。

車両の修理費は、業務中のため経費となります**受け取った保険金の金額は経費から差し引いて計算します**。

例. 修理費用100万円 - 受け取った保険金70万円 = 経費30万円

#### ■ 院長が病気になった場合

##### ① 医療保険金

医療費関連の給付金や保険金は**非課税**です。非課税なので税金の申告は不要ですが、確定申告で医療費控除を受ける場合は、「負担した医療費」から「受け取った入院給付金など」を差し引き計算します。



##### ② 所得保障保険

院長が病気により実際に休業した場合に、院長が生活保障として受け取る保険金は、身体の傷害によって受け取る保険金のため**非課税**です。

所得保障保険は自分のための契約なので**保険料を事業経費に含めることはできません**。

しかし、スタッフを被保険者または受取人とした保険であれば経費となります。

### 医療法人の場合

#### ■ 業務用車両での交通事故

個人で保険金を受け取った場合は上記①②と同様に、所得税は課税されません。

ただし、法人が保険金を受け取った場合は雑収入となり、**法人税等の対象となります**。

車両の修理費用は経費として処理できますが、理事長が事故を起こした場合には、後から修理費用の一部負担を求められることもあります。

#### ■ 院長が病気になった場合

個人で加入している医療保険等で保険金を受け取った場合は上記①②と同様に、所得税は課税されません。

ただし、法人が保険金を受け取った場合は雑収入となり、**法人税等の対象となります**。

歯科医院・クリニックの経営にはトラブルがつきものです。万一に備え保険に加入することは大切です。一方、「加入している保険が適切か」を判断するには、定期的な見直しが必要となります。弊社、財産サポートチームでは保険の見直しを含め、院長・医療法人が加入しておくべき、必要な保険についてもアドバイス可能です。お気軽に担当者までお問い合わせください。

## 職種別賞与支給状況

今年も夏季賞与の支給時期となります。今回は医療機関の賞与支給額について、厚生労働省発表の賃金構造基本統計調査 及び医療経済実態調査（令和5年実施分）から職種別の賞与支給額などをご紹介します。

### 業界全体における前年(令和5年)夏季賞与支給額

産業分類別で業界ごとの夏季賞与支給額を確認すると、「医療・福祉」令和4年と令和5年比較で若干のマイナスとなりました。令和5年夏季賞与の1人あたりの平均金額は27万円でした。

医療・福祉  
従業員規模：5人以上

前年比-1.6%

	令和5年	令和4年
労働者1人あたり 平均夏季賞与	270,804円	275,083円
支給する事業所割合	67.70%	69.70%

### 職種別の賞与金額

令和5年に厚生労働省が実施した医療実態調査からわかる、職種別かつ個人歯科医院・クリニックと医療法人別に、職種ごとの年間賞与金額を紹介します。

令和5年度実施の医療実態調査から 令和4年支給の賞与について、個人開業・医療法人別の集計

#### ■一般医科クリニック（個人）

	年間賞与	給与の何か月分
医師	160万円	2.3か月
薬剤師	139万円	2.9か月
看護職員	59万円	2.4か月
看護補助職員	30万円	1.8か月
医療技術員	51万円	1.9か月
事務職員	45万円	2.2か月
その他職員	60万円	2.4か月

※「看護職員」とは、保健師、助産師、看護師、准看護師である。

#### ■一般医科クリニック（医療法人）

	年間賞与	給与の何か月分
院長	18万円	0.1か月
医師	12万円	0.1か月
薬剤師	15万円	0.3か月
看護職員	65万円	2.3か月
看護補助職員	39万円	2.1か月
医療技術員	62万円	2.1か月
事務職員	47万円	2.1か月
その他職員	29万円	1.3か月

※「看護職員」とは、保健師、助産師、看護師、准看護師である。

※従業員（役員は除く）に支給された賞与の集計である。

#### ■歯科医院（個人）

	年間賞与	給与の何か月分
歯科医師	49万円	1.2か月
歯科衛生士	32万円	1.6か月
歯科技工士	52万円	1.6か月
事務職員	33万円	1.7か月
その他の職員	24万円	1.4か月

#### ■歯科医院（医療法人）

	年間賞与	給与の何か月分
院長	8万円	0.1か月
歯科医師	18万円	0.3か月
歯科衛生士	32万円	1.5か月
歯科技工士	47万円	1.6か月
事務職員	21万円	1.1か月
その他の職員	21万円	1.5か月

※従業員（役員は除く）に支給された賞与の集計である。

医療法人における、院長・医師・歯科医師は役員に該当する先生が多いことから従業員として賞与支給するケースが少ないため少額になっていると思われます。



## 医科

個人クリニックでは、医師の他に看護職など資格職については月額給与の2.4か月～2.9か月の支給となっております。看護職では59万円、医療技術職で51万円、看護補助職30万円でした。夏季と冬季を同額支給している個人クリニックでは、夏季に1.1か月～1.4か月程度を支給している個人クリニックが多いと言えます。



## 歯科

歯科全体では、歯科医院の規模を問わずどの職種でも年間賞与が2か月分以下となっています。歯科衛生士32万円、事務職33万円となっています。歯科衛生士の方が賞与が高いと思われるがちですが、歯科衛生士と事務職に大差はありませんでした。受付助手でも評価の高い人は歯科衛生士と変わらない賞与額が支給されていると言えます。

また、どの職種でも個人歯科医院・医療法人と言う歯科医院の形態による賞与額の差はありませんでした。

## 職種別かつ経験年数別の賞与金額

令和5年賃金構造基本統計調査からは、職種ごとかつ経験年数ごとの年間賞与金額をご紹介します。今回は従業員規模が10人以上、99人以下の小・中規模の歯科医院・クリニックを対象とした集計になります。



令和5年賃金構造基本統計調査より  
従業員規模が10～99人の歯科医院・クリニックの年間賞与額

### ■全体平均

	年間賞与	給与の何か月分
歯科医師	95万円	1.3か月
歯科衛生士	45万円	1.6か月
医師	39万円	0.3か月
看護師	67万円	2.2か月
医療技術員	56万円	1.9か月

※「医療技術員」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士である

### ■経験年数が1年～4年

	年間賞与	給与の何か月分
歯科医師	22万円	0.4か月
歯科衛生士	33万円	1.2か月
医師	17万円	0.2か月
看護師	37万円	1.4か月
医療技術員	53万円	2.0か月

※「医療技術員」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士である

### ■経験年数が5年～9年

	年間賞与	給与の何か月分
歯科医師	148万円	2.4か月
歯科衛生士	44万円	1.5か月
医師	47万円	0.4か月
看護師	51万円	1.8か月
医療技術員	47万円	1.6か月

※「医療技術員」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士である

### ■経験年数が10年～14年

	年間賞与	給与の何か月分
歯科医師	222万円	2.4か月
歯科衛生士	53万円	1.9か月
医師	72万円	0.6か月
看護師	67万円	2.2か月
医療技術員	66万円	2.0か月

※「医療技術員」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士である



## 医科

- ・看護師では4年目まで37万円（1.4か月）、5年目以降は伸びて、10年目では67万円（2.2か月）となっています。
- ・医療技術員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士）では、1年～4年目までの賞与が2か月～2.7か月ですが、5年～9年目で下がって1.3か月～1.6か月程度になっています。



## 歯科

- ・歯科医師では経験年数4年まで22万円（0.4か月）、5年以上で148万円、10年以上で222万円と5年以降で大きく上がっています。
- ・歯科衛生士では経験年数4年まで33万円（1.2か月）、5年以上で44万円（1.5か月）、10年以上で53万円（1.9か月）という段階的な上がり方になります。

医療機関（個人歯科クリニック・医療法人・薬局・訪問介護（看護））では令和6年はベースアップ評価料が実施されていますので、従業員の月額給与は上がっていると思われます。そのため、院長、理事長とお話をさせていただいている中では賞与支給額については例年どおりの基準を採用、横ばいとする歯科医院・クリニックが多いように感じております。

## ① Question

令和6年度診療報酬改定において、ベースアップ評価料について大きく取り上げられています。当クリニックでは毎年4月に昇給を行っていますが、これも含めてベースアップとしていいのでしょうか。

## ② Answer

定期昇給とベースアップはその性質が違うため、今回のベースアップ評価料に定期昇給分を含めることはできません。下記①、②をご確認ください。

今後もベースアップ評価料が続けられるのかどうか定かではないため、評価料が与れる期間だけの特別手当として支給する意味合いの『ベースアップ手当』とされるクリニックもあります。

定期昇給とベースアップ評価料でのベースアップは確定申告においての**賃上げ促進税制**で大きな効果を上げることが期待できます。

### ① 定期昇給とは

毎年一定の時期を定めて、昇給制度に従って行われる昇給のこと。

就業規則等で定められていない場合は、昇給を行うタイミングや内容は歯科医院・クリニック（事業主）の判断にゆだねられます。

勤続年数・年齢・業務上の**成果や評価といった個人の貢献度**をもとに決められています。



### 昇給の種類

昇格	資格取得(学会認定資格など)や上長の推薦で等級が上がる
昇進	現在よりも高位の役職(チーフ、主任)に任命
臨時昇給	特別な業績向上時、特定の従業員への過重負担時(スタッフ減少による1人手当等)
自動昇給	年齢や勤続年数に応じた自動的な昇給
考課昇給	人事考課の結果、業務内容や成績(クリニックへの貢献度)
普通昇給	スタッフの定着・モチベーションの向上を図るためなど、一般的な理由での昇給
特別昇給	特殊な業務、特別な功労など、特別な理由に基づいた昇給(スタッフ教育、セミナー講師など)

産業別1人平均賃金の改定額及び改定率

	1人平均賃金の改定額(円)		1人平均賃金の改定率(%)	
	令和5年	令和4年	令和5年	令和4年
医療、福祉	3,818	6,403	1.7	2.8

#### 参考

厚生労働省  
令和5年賃金引上げ等の実態  
に関する調査の概況

詳細はHPで  
ご確認ください



令和5年度医療、福祉分野でスタッフの定期昇給制度があると回答したのは全体の86.8%、そのうち実施したのは80.3%に上っています。

### ② ベースアップとは

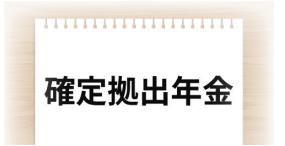
賃金表（学歴、年齢、勤続年数、職務、職能などにより賃金がどのように定まっているか表にしたもの）の改定などにより、全社員を対象に**賃金水準を引き上げること**をいい歯科医院・クリニックの経営状況や社会情勢を踏まえて決定され、全体の人工費が上昇します。

### 賃金表の作成

ベースアップの基準となる賃金表は資格や経験年数、勤続年数であらかじめ土台（等級）を作成しておくと、見直す際に役立ちます。書籍だけでなくインターネットで入手できるものもあります。

## ① Question

歯科医院・クリニックに勤めるスタッフの福利厚生のために企業型確定拠出年金に入った方がよいのでしょうか。  
iDeCoと何が違うのでしょうか。



**確定拠出年金**

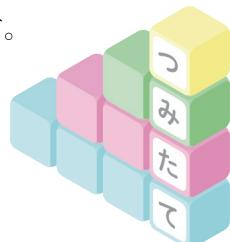
## ② Answer

歯科医院・クリニックに勤めるスタッフの将来の年金の積み立てを医院で行うことにより、福利厚生になります。

また、歯科医院・クリニックが負担した掛金は全額損金が可能です。

### 企業型確定拠出年金とは？

歯科医院・クリニックが毎月掛金を積み立てし、歯科医院・クリニックに勤めるスタッフである加入者が年金資産を運用し、将来年金を受け取る制度です。



### 掛金の負担は？また、限度額はあるのでしょうか？

掛金の負担は歯科医院・クリニックが行います。  
他の年金基金に加入されていない場合、55,000円が上限となります。

### 企業型確定拠出年金のメリットは何でしょうか？

歯科医院・クリニック側は負担した掛金は全額損金へ算入することができます。

歯科医院・クリニックスタッフ側は、将来の年金積立の掛金を歯科医院・クリニックが負担してもらえ、iDeCoよりも掛金が多くできることがメリットとなります。

また、金額が少なくなりますがスタッフがiDeCoに加入していても併用可能です。



### iDeCoとの違いは？

個人型確定拠出年金であるiDeCoは、歯科医院・クリニックスタッフが個人的に行うものです。

掛金を歯科医院・クリニック側で負担することはできません。

企業型のiDeCoプラスであれば、一部条件を満たせば事業主負担を加えることが可能ですが、上限は月23,000円となります。

### 歯科医院・クリニックスタッフが辞めたときはどうなるの？

企業型確定拠出年金を加入後、加入された歯科医院・クリニックスタッフが退職される場合は、次の職場が企業型確定拠出年金に入っている場合、その職場が加入されているところに引継ぎが可能です。次の職場が加入されていない場合は、個人型のiDeCoで引継ぎを行います。



税務/労務等、診療所運営に関するサービス以外にも、日本クレアス税理士法人グループでは、多様化するお客様のニーズに対応する為、幅広いサービスメニューを用意致しております。

### ① 弁護士法人日本クレアス法律事務所／日本クレアス税理士法人相続サポートセンター

#### ～サービス内容～

税務、法務の両面から皆様の相続をお守りします。

#### ■相続対策

- 将来の相続税が不安。  
→相続税のシミュレーションを行い、将来の相続に備えましょう！
- 遺言書を作成したい。  
→遺言書案の作成、公正証書遺言の作成立ち合いを行います！
- 両親の財産の整理を、両親が健在な内に行いたい。  
→後見人制度や家族信託による対策をご提案します！



詳細は HPで  
ご確認ください



### ② 株式会社結い財産サポート

#### ～サービス内容～

お客様が長年培ってきた財産を、会計事務所グループならではの視点でお守りします。

#### ■財産プランニング

- 加入している保険の見直しをしたい。  
→保障の見直し、保険の内容変更をサポート致します！
- 所有する不動産の管理を行いたい。  
→資産管理法人の設立をサポート致します！

詳細は HPで  
ご確認ください



### ③ 株式会社コーポレート・アドバイザーズM&A

#### ～サービス内容～

会計事務所グループの総合力を生かし、事業承継を支援します。

#### ■第三者後継者のマッチング

- 歯科医院・クリニックの後継者がいない。  
→医療法人の譲渡、分院単位での譲渡、個人医院・クリニックの承継手続きをサポートします！
- M&Aによる開業、分院展開を進めたい。  
→承継候補の医院の選定、譲渡価格の算定、融資のご相談等、承継に必要なサービスをワンストップでご提供します！

詳細は HPで  
ご確認ください



#### 日本クレアス税理士法人 医療事業部

##### CLIENT 383 号

■発行日：2024年7月5日

■発行元：日本クレアス税理士法人 医療事業部

■URL：<https://ca-medical.jp>

■お問合せ先：電話 03-3593-3237 FAX 03-3593-3245



◇国内◇ 東京/富山/群馬/千葉/大阪/兵庫/宮崎

日本クレアス税理士法人

日本クレアス社会保険労務士法人

弁護士法人日本クレアス法律事務所

株式会社コーポレート・アドバイザーズ M&A

株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング

株式会社結い財産サポート

日本クレアス行政書士法人

#### ▼東京本社▼

〒100-6033 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号霞が関ビルディング33階  
電話（代表）：03-3593-3235 FAX：03-3593-3246